

ミャンマー連邦共和国

ミャンマー国  
ミャンマー法令に係る情報収集業務  
ファイナルレポート

平成 26 年 8 月

(2014 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社大和総研  
TMI 総合法律事務所

(表紙裏)

## 目次

<b>第1章</b>	<b>調査概要</b> .....	<b>1</b>
1.1.	背景と目的.....	1
1.2.	業務の概要.....	3
<b>第2章</b>	<b>ミャンマーにおける法令情報整備の現状と課題</b> .....	<b>6</b>
2.1.	ミャンマーにおける法源について.....	6
2.2.	ミャンマーにおける立法過程について.....	11
2.3.	法令・下位法令の公定訳について.....	13
2.4.	法令情報の発信状況について.....	15
<b>第3章</b>	<b>ミャンマー法令情報の分析・整理</b> .....	<b>17</b>
3.1.	問題点1－法令の全体像の把握が難しいこと.....	17
3.2.	問題点2－予見できない運用があること.....	17
3.3.	問題点3－英語版（公定訳）が完備されていないこと.....	18
3.4.	問題点4－英語版（公定訳）に問題があること.....	18
<b>第4章</b>	<b>ミャンマー法令英文化実施にあたっての留意点等</b> .....	<b>22</b>
4.1.	ドナー支援による作成される英語版法案の活用.....	22
4.2.	翻訳部門の人材育成.....	22
4.3.	用語集・辞書の充実.....	23
<b>第5章</b>	<b>日系企業の法令ニーズ</b> .....	<b>24</b>
5.1.	日系企業における法令ニーズ.....	24
5.2.	ミャンマー法令の重要度.....	25
5.3.	アクセシビリティの状況.....	27
5.4.	法令原文の質の状況.....	29
5.5.	法令英語版（公定訳）の質の状況.....	31
5.6.	ミャンマー法令についての課題.....	31
<b>第6章</b>	<b>全体総括</b> .....	<b>33</b>
6.1.	日本企業にとって重要な法令は何か.....	33
6.2.	それらの法令がミャンマーに存在しているか.....	34
6.3.	それらの法令の英語版（公定訳）は存在しているか.....	34
6.4.	それらの英語版の質は十分か.....	34
6.5.	英語版作成の体制・手順はどのようなものか.....	34
6.6.	下位法令の現状はどのようなものか.....	34
6.7.	今後の英語版（公定訳）作成にあたっての留意点.....	34
6.8.	法令情報への分かり易いアクセス手段が用意されているか.....	35

## 表目次

表 1-1 法律改正の動き .....	2
表 1-2 対象法令 .....	3
表 1-3 業務フローチャート .....	4
表 2-1 The List of Laws enacted in 2012.....	8
表 2-2 The List of Laws enacted in 2013.....	9
表 3-1 アンケートおよびヒアリング結果による分類.....	18
表 3-2 重要法令のカテゴリ分類重要法令のカテゴリ分類.....	19
表 5-1 アンケート協力企業の進出国・地域 .....	25
表 5-2 アクセシビリティに関する主な意見 .....	28
表 5-4 法令原文のあいまいさに対する主な意見.....	30
表 5-5 法令の英語公定訳に対する主な意見 .....	31
表 5-6 ミャンマー法令整備支援に対する意見.....	32
表 6-1 日本企業にとって重要な法令および英語版（公定訳）の有無.....	33

## 図目次

図 1-1 ミャンマーへの FDI 件数推移（認可ベース） .....	1
図 2-1 連邦法務長官府 .....	10
図 2-2 最高裁判所 .....	11
図 2-3 連邦法務長官法冊子（上写真）、12 条（下写真） .....	12
図 2-4 UAGO 翻訳部門で使用する主な辞書 .....	13
図 2-5 UAGO 内の書籍販売室.....	14
図 2-6 UAGO 内の図書館収蔵時書類.....	14
図 2-7 最高裁判所発行の季刊誌（年 2 回） .....	15
図 4-1 UAGO 発行の Law Dictionary.....	23
図 5-1 アンケート協力企業の業種別区分 .....	24
図 5-2 アンケート協力企業の進出状況および形態.....	25
図 5-3 アンケート協力企業が重要視する法令.....	26
図 5-4 アンケート協力企業による法令の重要度合い.....	26
図 5-5 アンケート協力企業による法令アクセスの状況.....	27
図 5-6 アンケート協力企業による下位法令（細則・調達）アクセスの状況.....	28
図 5-7 法令原文の質に対する評価 .....	29
図 5-8 下位法令（細則・調達など）の質に対する評価.....	30
図 5-9 英語公定訳の質に対する評価 .....	31

略語一覧

ASEAN	東南アジア諸国連合	The Association of Southeast Asian Nations
DICA	投資企業管理局	Directorate of Investment and Company Administration
FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）	Japan External Trade Organization
NLM	ニューライトオブミャンマー紙	New Light of Myanmar
ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
SC	最高裁判所	Supreme Court
UAGO	連邦法務長官府	Union Attorney General Office

## 第1章 調査概要

### 1.1.1 背景と目的

テイン・セイン大統領主導のもとで民主化が進むミャンマーは、安価な労働力を活用した製造拠点として、また、約6,000万人の人口を有する市場として、世界の注目を集めている。その傾向は、ミャンマーへの外国直接投資（FDI）件数（認可ベース）の推移に明確に現れている。2010年、2011年（暦年）に15件だったFDI件数は、翌2012年には64件に、さらに2013年には102件まで増加している。

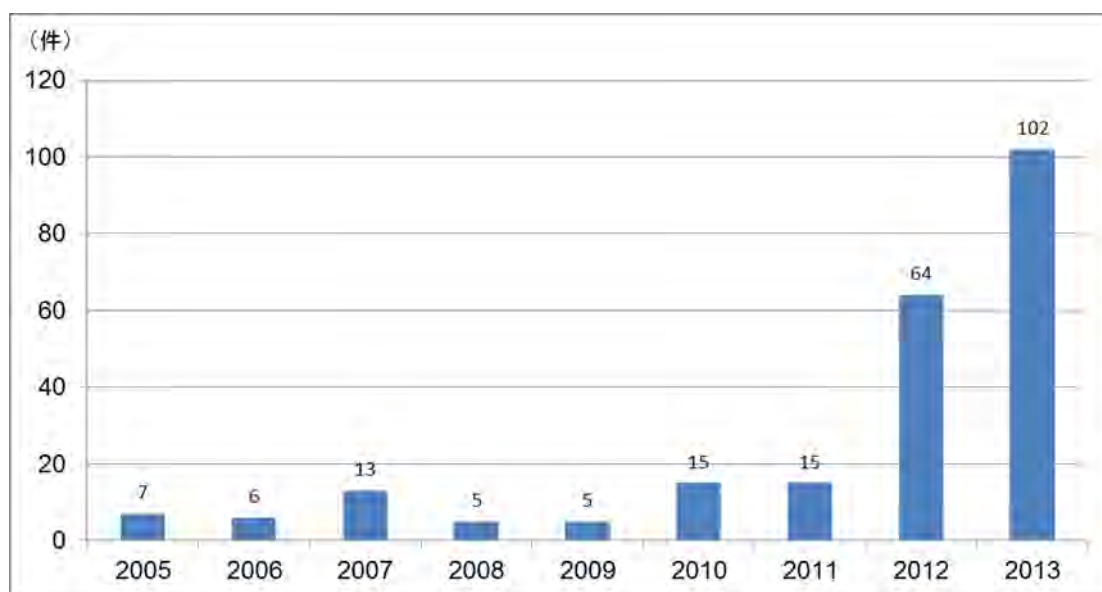


図 1-1 ミャンマーへの FDI 件数推移（認可ベース）

（出所）ミャンマー中央統計局

一方で、その投資環境はまだ整備の途上にある。世銀が世界189カ国・地域の投資環境を調査し、発表している「Doing Business 2014」では、ミャンマーは182位と評価は低い。特に、投資家保護（182位）、契約履行（188位）、事業開始（189位）の評価が低い。同じく世銀の発表する「Worldwide Governance Indicator 2013」（215カ国・地域が対象）においても、「法の統治」「規制の質」のパーセンタイル順位はそれぞれ6.16、1.91と、評価は極めて低い。

また、国際協力銀行が実施する「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2013年度 海外直接投資アンケート（第25回）－」の結果でも、ミャンマーが有望投資先として注目される一方、法制度の未整備が課題として捉えられていることが分かる。安価な労働力やマーケットの成長性等を理由に、中期的な有望事業展開先国として8位にランクされている一方、法制の未整備や法制運用の不透明さがミャンマーの課題の上位に挙げられている。さらに、ミャンマーにおけるビジネス環境改善を目的に設けられた日・ミャンマーの官民による対話の場である「日ミャンマー共同イニシアティブ」においても、知

的財産保護関連の法律の整備や国内仲裁法の整備が日本側からの改善要望として挙げられている。今後、日本をはじめとする海外からの投資をさらに進めるにあたり、法制整備は重要な意味を有する。ミャンマー政府も法制度整理の重要性は強く認識しており、多くの法律の制定・改定の必要性が同国における課題の1つである。

表 1-1 法律改正の動き

法令	状況
外国投資法	新外国投資法が 2012 年 11 月 2 日施行。
外国投資法施行規則	2013 年 1 月 31 日に Ministry of National Planning and Economic Development により公布されている。同日、Myanmar Investment Commission により外国投資にかかる制限業種や投資条件に関するリストも公布されている。但し、後者は、近日中に改正される見込みである。
外国為替管理法	旧外国為替法は 2012 年 8 月に外国為替管理法に改められた。
ミャンマー国民投資法	新ミャンマー国民投資法が 2013 年 7 月 29 日施行
ミャンマー証券取引法	ミャンマー証券取引法が 2013 年 8 月 2 日より施行。
ミャンマー中央銀行法	新ミャンマー中央銀行法が 2013 年 7 月 11 日施行
ミャンマー汚職防止法	ミャンマー汚職防止法が 2013 年 8 月 7 日成立した。
ミャンマー経済特区法	新ミャンマー経済特区法が 2014 年 1 月 23 日より施行。
ミャンマー最低賃金法	ミャンマー最低賃金法が 2013 年 3 月 22 日成立した。
ミャンマー会社法	近日中の改正は予定されていないが、現行ミャンマー会社法が起案委員会によってレビューされている状況にある。

(出所) 調査団作成

もう一つの課題は、法令および下位法令の入手性である。日本をはじめ外資企業がビジネス上重要と位置付ける法令が

- (1) 実際に存在するか
- (2) 英文化されているか、そのクオリティは十分か
- (3) どのように入手できるか

といった、法令情報へのアクセス手段、英文化レベル等に関する課題である。これまで実施してきたミャンマー既進出日本企業への調査・取材においても、法律は整備されているものの、実際の運用が適切に行われていないことや、通達等の英語版にアクセスできないことから運用の確認がとれないなど、法令に関する課題が指摘されることが多かった。実際、ミャンマーに進出する日本企業にとって、自社のミャンマーでの事業に関し、どのような関連法令が存在し、どのような規制があるかを確認することは、日本のように各種

法令に関する解説の基本文献が揃っている国での実務に慣れている者からすると、想像を超えて困難が伴う。また、仮に、運良く自社の事業に関する法令を発見できたとしても、当該法令が細かな規則に及ぶまで全て英訳されていることはありえないところである。更に問題を深刻化しているのは、対象となる法律に政府その他の機関による英訳が準備されていたとしても、それを正確に理解し読解することは必ずしも容易ではない状況にあることである。

本案件では、ミャンマーの現状を踏まえ大きく以下の 3 点を調査の柱として調査分析業務を実施した。

- (1) 信頼性の高い法令情報の入手の容易性に関する確認
- (2) 日本企業を含む外国企業にとってニーズの高い法令情報の存否、英文化の状況、アクセス手段の確認
- (3) 法令情報へのアクセス困難解決に向けた分析・留意点のとりまとめ

## 1.2. 業務の概要

上記の目的の達成に向け、以下の方針に沿って調査を実施した。

### 1.2.1. 法令の抽出とカバー範囲の考え方

日系企業の法令へのアクセスを考えるうえで、法律自体の有無、その英語版の有無を確認することは比較的容易である。一方、実際の運用は、各種通達（Notification）等下位法令に沿って行われる。重要な下位法令については、英文化の有無、そのクオリティの確認が必要となる。

重要かつニーズが大きいとみなされる法令について、細則・通達等下位法令についても、アンケートにより日本企業のニーズ・評価を抽出する。

尚、調査に先立ち、日系企業がミャンマーに進出し、ミャンマーで事業を行うにあたり、重要性・ニーズの大きい法令として以下を想定した。

表 1-2 対象法令

	法令
1	外国投資法
2	会社法
3	民事訴訟法・仲裁法
4	経済特区法
5	外国為替管理法
6	労働法
7	贈収賄法
8	租税法



9	民法・商法
10	その他

### 1.2.2. 英文の信頼性の評価の考え方

業務実施期間が極めて短期間であることから、調査団が各法令および通達等の英文をくまなく全て確認することは現実的ではない。そのため、英文化のクオリティ評価にあたっては、次の2段階で効率的に行う方針とする。

#### ・ 第一段階

法令の利用者である日系企業、法律事務所等へのヒアリングにおける、英文化の状況に関する情報収集。

#### ・ 第二段階

第一段階の情報を踏まえ、重要なものについては調査団が実際の英文をレビューし、実際の英文化の状況の評価すると同時に、ヒアリング内容とのかい離がないか等を確認。

本件調査の業務フローは下図の通りである。

表 1-3 業務フローチャート



### 1.2.3. 実施体制

大和総研は、国内外の経済動向や、法制度を含む資本市場などの情報収集・調査・分析を主な業務として取り組んでおり、同分野における諸外国の動向をはじめ、高い知見と経験を有する。アジア事業開発本部では、東南アジア諸国を中心に、法制度、税制度、投資優遇策、マクロ経済環境、金融市場環境等のファンダメンタルズ調査を行っており、「大和の事業投資ガイドシリーズ」や、国際協力銀行の各国の「投資環境」シリーズの作成にあたってきた。

TMI 総合法律事務所は、ミャンマー法制度のプロフェッショナルであり、法律面から日本企業のミャンマー進出および現地業務推進における課題の解決に取り組んでいる。通常業務において、英語案件が占める割合は少なくなく、そのパートナーの多くは、英米のロースクールを卒業しており、英語による法律用語への深い理解を有する。

本件調査では両社協力のもと、それぞれが有する現地ネットワークを最大限活用し、業務を遂行した。

## 第2章 ミャンマーにおける法令情報整備の現状と課題

### 2.1. ミャンマーにおける法源について

ミャンマーにおける法令情報整備の現状を把握するためには、現時点で効力を有するミャンマーの法源として、どのようなものがあるかを理解する必要がある。そこで、以下では、本報告書に必要となる範囲内で、ミャンマーにおける法源について触れるものとする。

ミャンマーは、1886年のイギリス植民地化以降、大きく以下のような歴史を辿ったが、こうした各時代毎に新たな法令が制定され、それらが維持または改廃されて現在のミャンマーにおける法源となっている。

#### (1) 植民地時代から独立後の議会制民主主義時代（1886年から1962年）

英国により、英領インドで形成されたインド法典をビルマ法典（Burma Code）として移植した時代である。このビルマ法典には、1948年の独立後の1950年代に成立した法律も組み込まれている。

#### (2) 社会主義政権時代（1962年から1988年）

ネ・ウィンに率いられたいわゆるビルマ式社会主義の時代である。立法の主体は、1974年までが革命評議会、その後は人民議会である。この間、少なからぬ行政法規が制定されたと言われているが、ミャンマー語でのみ公表されたものが多いと思われる、詳細は明らかではない。

#### (3) 軍事政権時代（1988年から2011年）

ネ・ウィン退陣後の軍事政権の時代であるが、最終的には2008年に可決された憲法（Constitution of the Republic of the Union of Myanmar）に基づき2010年11月の総選挙が実施され、民主化へと繋がった。立法の主体は、1997年までが国家法秩序回復評議会、その後は国家平和発展評議会である。社会主義政権時代と同様、少なからぬ行政法規が制定されたと言われている。この間に成立した法律については、その英訳が、年毎に、Year Book (Myanmar Laws)として、連邦法務長官府から出版されている。

#### (4) 連邦議会による立法作業開始以降（2011年以降）

総選挙の結果を受けて組成された連邦議会は、2011年度から立法作業に着手している。なお、ここで述べる立法活動とは、旧来の法律の改廃および新たな法律の制定を指す。

## 2.1.1. 主要な法源の状況

### (1) ビルマ法典

ビルマ法典は、インド法典を基礎としつつ、1950年代に制定された法律も組み込まれた形となっている。全13巻から成り、その範囲は、総則、渉外関係、憲法、防衛、財政・歳入、一般行政、統治制度、運輸、刑法、不法行為、契約法、保険、代理、会社、土地、登記、財産移転、公有地分配・土地収用、動産、債権、知的財産権、私法、相続、破産、仲裁、特別救済、民事訴訟法、証拠法、特区・州自治に及ぶとされている。なお、インド法典は英国判例法を成文化するものであり、条文ごとに事例注解が付されるスタイルをとっているため、ビルマ法典でも同様のスタイルが取られている。

上記のとおり、ビルマ法典が網羅する範囲は広く、従って、外資企業がミャンマーにおいてビジネスを行う上で、参照すべき法律が少なからず含まれている。そして、ビルマ法典の大部分は英語で記載されている。

このビルマ法典は、後記の最高裁判所のウェブサイトから、PDF形式でアップロードされた全巻にアクセスすることができる。ミャンマー政府は、ビルマ法典に含まれている法律の改廃を急いでいるようであるが（最高裁判所からは、現在存在する約400の法律のうち、最高裁判所は52の法律について改廃の必要性を調査する責務があるところ、既に改廃したものが7、改廃の為の法案を提出済のものが6との説明があった）、この改廃の状況については、当該ホームページの情報からでは明らかでない。

### (2) 社会主義政権時代の法律

この時代に制定された法律については、前記のとおり、ミャンマー語のみ公表されたものが多いと思われ、外国人投資家が容易にアクセスすることは困難である。また、この時代の法律が現在も適用されているかどうか、必ずしも明らかでない。

### (3) 軍事政権時代の法律

この時代に制定された法律については、前記のとおり、その英訳を含む Myanmar Laws という年報が連邦法務長官府により発刊されている。また、この時代に制定された法律については、2011年以降、連邦議会により改廃された、またはされようとしている法律が複数含まれており、その意味では重要性が高い。その代表的な例は、外国投資法（当初1988年に立法化され、2012年に新法ができた）および経済特区法（当初2011年に立法化され、2014年に新法ができた）であり、外国人投資家にとり最も重要性が高い法律となっている。

### (4) 連邦議会が制定した法律

連邦議会による立法作業が開始された2011年以降制定された法律の数は、2011年が32（但し国家平和発展評議会によるものを含む）、2012年が24、2013年が37である。2012年および2013年に成立した法律を参考までに掲げると以下のとおりとなる。

表 2-1 The List of Laws enacted in 2012

No.	Titles of Laws
1	The Ward or Village Tract Administration Law
2	The Union Supplementary Appropriation Law
3	The Union Election Commission Law
4	The 2012-2013 Fiscal Year National Plan Law
5	The Settlement of Labor Dispute Law
6	The Union Budget Law
7	The Law Amending the Ward or Village Tract Administration Law
8	The Law of Providing Assistance and Care for Disabled Personnel of Defense Services and the Families of Deceased or Fallen Personnel Defense Services
9	The Environmental Conservation Law
10	The Administration of Vacant, Fallow and Virgins Lands Law
11	The Farm Land Law
12	The Foreign Exchange Management Law
13	The Essential Supplies and Services Law
14	The Law for the Repeal of the Foreign Relations Act
15	The Social Security Law
16	The Law Amending the Government Premises( Eviction)Act, 1955
17	The Export and Import Law
18	The Law Repealing the Myanmar Five Star Shipping Corporation Law, 1964
19	The Law Repealing the Land Acquisition ( Mines ) Act
20	The Law Repealing the Public Utilities Protection Act
21	The Foreign Investment Law
22	The Union Supplementary Appropriation Law, 2012-2013 Financial Year
23	The Law Relating to the Pyithu Hluttaw
24	The Law Relating to the Amyotha Hluttaw

表 2-2 The List of Laws enacted in 2013

No.	Titles of Laws
1	The Law Repealing the Law protecting the peaceful and systematic Transfer of State Responsibility and the successful performance of the functions of the National Convention against Disturbances and oppositions
2	The Law Amending the Traditional Medical Council Law
3	The Law Amending the Auditor General of the Union of Law
4	The Law Amending the Constitutional Tribunal of the Union Law
5	The Civil Services personnel Law
6	The Law Amending relating emolument, award and insignia of the Region or State Level persons
7	The Minimum Law, 2013
8	The Law Repealing the State Agricultural Marketing Board Act
9	The Law Repealing the Custodian of Moveable Property Act,1945
10	The Law Amending the Transfer of Property Act
11	The 2013-2014 Fiscal Year National Plan Law
12	The Union Budget Law, 2013
13	The Law Repealing the special Limitation and Limitation of Interest Act.
14	The Law Amending the Law Repealing to private Health Care Services
15	The Law Amending the Myanmar Maternal and Child Welfare Association Law,2013
16	The Central Bank of Myanmar Law
17	The Contempt of Courts Law
18	The Myanmar Citizens Investment Law
19	The Population and Housing Census Law
20	The Securities Exchange Law
21	The Natural Disaster Management Law
22	The Law relating to Region or State Hluttaw
23	The Anti-Corruption Law
24	The Law Amending the National Food Law
25	The Law Amending the Eye Donation Law
26	The Law Amending the Obstructions in Airways Act

27	The Law Amending the Defile Traffic Act
28	The Prevention of Hazard From Chemicals and Related substances Law
29	The Employment and Skill Development Law
30	The Law Amending the Union Judiciary Law
31	The Telecommunications Law
32	The Law of Protection of the Farmer Rights and Enhancement of their Benefits
33	The Law Amending the Myanmar Aircraft Act
34	The Law Amending the Myanmar Marine University Law
35	The Law Amending the Myanmar Merchandise Marks Act
36	The Union Supplementary Appropriation Law, 2013 -2014 Financial Year
37	The Myanmar Engineering Council Law

なお、連邦法務長官府の説明では、これらのうち、2013 年制定の 6. The Law Amending relating emolument, award and insignia of the Region or State Level persons および 22. The Law relating to Region or State Hluttaw 以外の英訳は完了しているとのことであるが、確認はできていない。

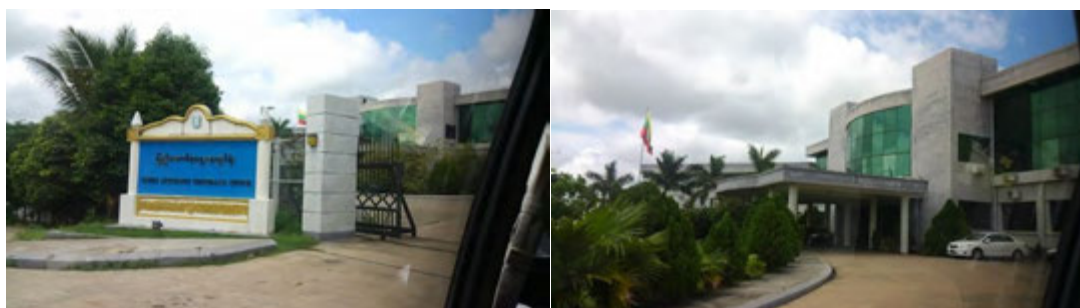


図 2-1 連邦法務長官府

#### (5) 慣習

現在でも家族法分野において重要な役割を果たしているとの評価もあるが、詳細は不詳である。

#### (6) 判例

コモンローを、裁判所の下した判例が Judge-made law として独自の法源になるとの意味に解する場合、ミャンマーは現在コモンローの法体系ではないと考えられる。しかしながら、法適用の基準としては判例が重要な役割を果たしているとされ、最高裁判所は、Year Book (Myanmar Law Report)の形で主要な判例を紹介している。ただし、ミャンマー語のみであって英語ではアクセスできない。



図 2-2 最高裁判所

## 2.2. ミャンマーにおける立法過程について

### 2.2.1. 連邦レベルでの立法

2008年に制定された憲法第96条の規定により、憲法別表1（参考資料1）が定めるリストに規定する事項について、連邦レベルでの立法を担うのは、連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）であり、これは人民院（Pyithu Hluttaw）と民族院（Amyotha Hluttaw）から成る。

具体的な法案は、関係省庁（ある種類の法律によっては最高裁判所）が連邦法務長官府と協議をしながら取り纏めることになる。

現在の連邦法務長官府（the Union Attorney General's Office）は、連邦法務長官法（Attorney-General of the Union Law, 2010）に基づき設立されている。組織的には、Legislative Drafting Department、Legal Advice Department、Prosecution Department および Administration Department からなり、連邦法務長官法が定める職責を果たしている。

この中で、Legislative Drafting Department は、関係官庁が最初に起案する法案ドラフトに助言をし、関係官庁が送付した法案につき、他の関係法律に照らして修正、追加変更すべきかどうかを審査するという重責を負うことになっている。同様に、Legislative Drafting Department は、関係官庁の下部法令（rules、procedures、notifications、orders 又は directives と呼ばれる。）に関しても、必要な助言や審査を行っている。

ミャンマーではミャンマー語が公用語とされる（憲法449条）。従って、法律もミャンマー語で制定されることになるが、連邦法務長官法第12条（j）は、法律を翻訳することを連邦法務長官の職責の一つに挙げている（図2-3 連邦法務長官法冊子（上写真）、12条（下写真））。今回の連邦法務長官府におけるインタビューによれば、制定される全ての法律の公式の英訳が用意されるとのことであるが、かかる作業も、Legislative Drafting Department



が行っている。

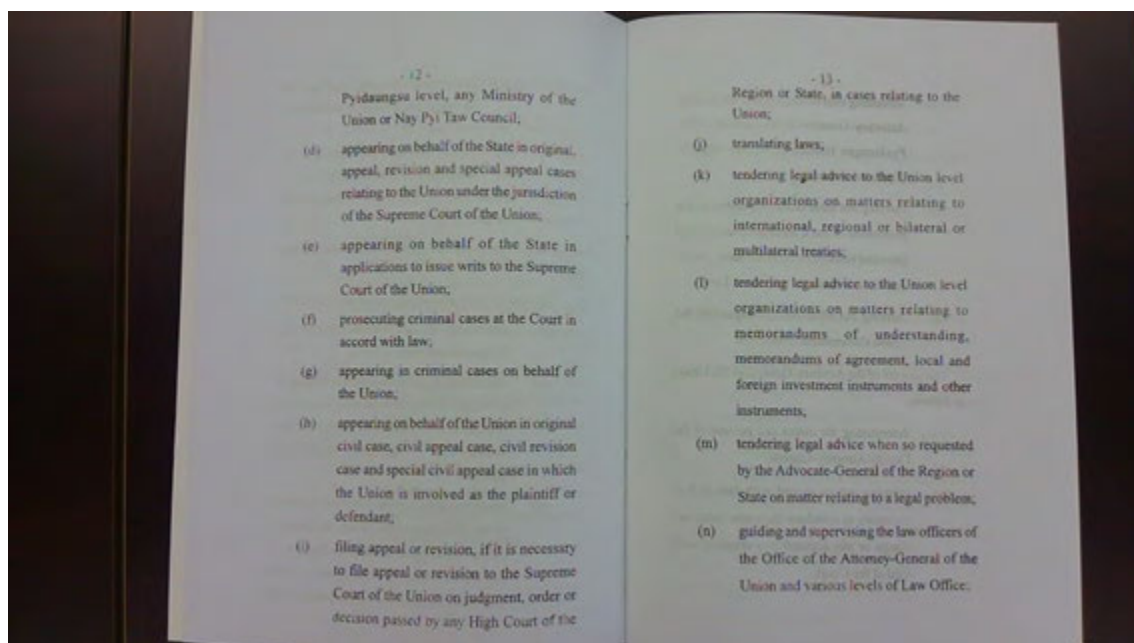
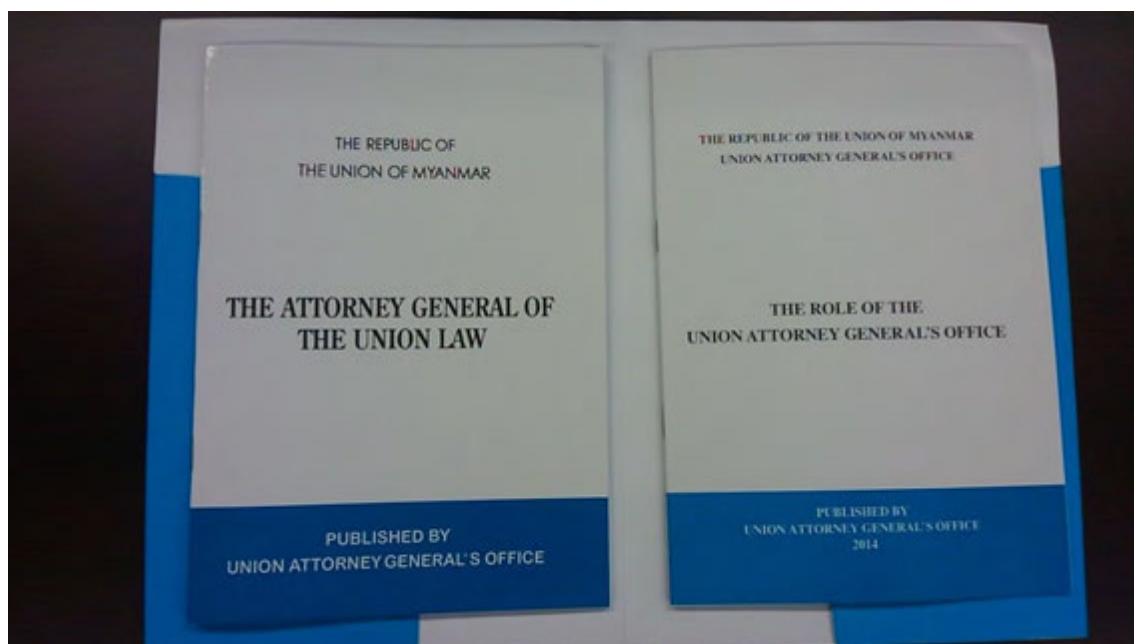


図 2-3 連邦法務長官法冊子（上写真）、12条（下写真）

### 2.2.2. 州および管区レベルの立法

憲法 188 条の規定により、州または管区の議会は、憲法別表 2（参考資料 2）が定めるリストに規定する事項について、法律を規定する権利を有する。この場合の立法には、連邦法務長官法に基づく Advocate General が関与することになる。

### 2.3. 法令・下位法令の公定訳について

前記の通り、ミャンマーにおける制定済みの法令は例外なく全て連邦法務長官府により英訳することが法律で規定されている。しかし外国投資法、経済特区法など一部の法令を除き、直近で制定された法令のほとんどについて公定訳が公表されていない。公定訳を担う連邦法務長官府としてはミャンマー語の法令が制定されてから公定訳化の作業に着手するため、公定訳公表までの多少の時間経過は否めないと説明する。しかし、次節で詳述するように、現状は連邦法務長官府内の翻訳担当部署が直面するキャパシティに根本的な原因があると推察する。

#### 2.3.1. 連邦法務長官府翻訳担当部署

法務長官府には傘下4局 (Department) のうち立法起草局 (Legislative Drafting Department) 内に翻訳部が存在する。当部所属職員は全25名で、直接翻訳業務を担っている職員はそのうち20名程度のみである。連邦法務長官府全体では職員約3,000人を擁するが、法務官約1,700人を除いた事務方職員1,300人中での比率としては局長もインタビュー時に吐露された通り「少数」部隊であり、インタビューにおいて、局長もその人材不足を課題として捉えている。担当者のうち大学時に英語を専攻していた有資格者は4名のみで、残りは他連邦法務長官府職員同様の選抜試験で入府しており、特段翻訳に係る専門性を有するわけではない。さらに、同部配属のための条件があるわけでもないため、ほとんどが同部署へ配属転換以降に翻訳作業を初めて担う。

翻訳に際し、特段順守すべき規定は設けられておらず、ガイドラインもないため、手法や手順は各担当者の判断に委ねられる。ただし、規定されているわけではないが、連邦法務長官府が発行する辞書 “LAW DICTIONARY” が、翻訳作業に当たり、主要な辞書として利用されている。(図 2-4 UAGO 翻訳部門で使用する主な辞書)。



図 2-4 UAGO 翻訳部門で使用する主な辞書

同辞書の最新版は2010年発行の第4版で、連邦法務長官府内の書籍販売室(図 2-5 UAGO 内の書籍販売室) や政府刊行物を取り扱う書店にて一般向けにも販売される。更新は連邦法務長官府内の職員と外部専門家(ヤンゴン大学部教員) 監修の下で不定期に行われる。



図 2-5 UAGO 内の書籍販売室

このほか、連邦法務長官府建物内にある図書館(図 2-6 UAGO 内の図書館収蔵辞書類) に所蔵される Oxford や専門辞書(いずれも英英辞書) を使用する場合もある。



図 2-6 UAGO 内の図書館収蔵辞書類

### 2.3.2. 他省庁翻訳担当部署

現状、法令によっては所管省庁内の翻訳担当部署または職員が仮翻訳を行う場合もある。しかし原則、各所管省庁は下位法令(細則や通達)について、公定訳が必要と認められるものに限り翻訳を担う。一般的に、翻訳作業時には連邦法務長官府職員が1~2名程度派遣され、協働することになっているが、直近は業務多忙につき連邦法務長官府から派遣されることは稀である。

なお、最高裁判所(SC)には1974年以前までは翻訳部署があり、それまでの関連法令や判例の翻訳業務を担当していた。現在同部署は存在せず、判例集の翻訳は行っていない。ただし、年2回発行の季刊誌”Judicial Journal”(図 2-7 最高裁判所発行の季刊誌)の誌面ではミャンマー語と英語の両方が同時に掲載される原稿もある。執筆者はSCや傘下の地方裁判所等で従事する約40名の留学経験者(ほとんどが日本へ留学)が中心に構成される。





図 2-7 最高裁判所発行の季刊誌（年2回）

#### 2.4. 法令情報の発信状況について

法令情報の発信は、特定の機関・ウェブサイトで一元的に行われているわけではなく、複数の機関がそれぞれの所管の法令を発信している。

(1) 最高裁判所のウェブサイト (<http://www.unionsupremecourt.gov.mm/>)

前記のとおり、最高裁判所のウェブサイトからはビルマ法典にアクセスすることができる。しかし、ここにはビルマ法典に関する最新の改廃状況が正確に反映されている訳ではないことには注意を要する。

このウェブサイトからは、その他、2010年連邦司法法（Union Judiciary Law）がミャンマー語版だけでなく、英訳にもアクセス可能である。

これに対し、2003年以降の主要判例の Myanmar Law Report はミャンマー語のみが掲載されている。

(2) Printing and Publishing Enterprise のウェブサイト

(<http://www.moi.gov.mm/ppe:zg/>)

情報省(Ministry of Information) 傘下の Printing and Publishing Enterprise は官報(Pyantan)の発行者であり、そのウェブサイトからは官報を閲覧することが可能であるため、最新の法令にアクセスすることが可能である。但し、当該サイトおよび官報それ自体もミャンマー語版に限定される。

(3) 大統領府 (Myanmar President Office) のウェブサイト

(<http://www.president-office.gov.mm/en/>)

ミャンマー語版には連邦議会による最新の法律がアップロードされるものの、英語版においては収録数は極めて限定されている。

(4) 各省庁のウェブサイト

外国人投資家が広く関心を持つものとして、以下のようなものがある。

(ア) 国家計画・経済開発省投資企業管理局 (DICA) のウェブサイト

(<http://www.dica.gov.mm/>)

2014年7月になりウェブサイトが一新されたが、従前のものでは、外国投資法およびその施行規則等が、ミャンマー語版だけでなく英語版でも入手可能となっていた。また、新しく成立した経済特区法についても、英語版が掲載されていた。こうしたことから、外国人投資家にとり頻繁にアクセスすべきウェブサイトであった。これに対し、今回一新されたウェブサイトの利便性を評価するには、今暫くの時間を必要とするように思われる。

(イ) 財務省のウェブサイト (<http://www.irdmyanmar.gov.mm/eng/>)

税法に関する法令をいくつか英語版にて参照することができる。

(ウ) 労働、雇用および社会保障省のウェブサイト (<http://www.mol.gov.mm/en/>)

近年立法化された労働組合法、労働紛争解決法、社会保障法および最低賃金法などの英語版が入手できる。但し、労働紛争解決法を除くと、ドラフトである旨が明示されている。

(5) Myanmar Laws

2011年分まで、毎年、その年に成立したすべての法律の英訳を纏めたものが、Myanmar Lawsとして連邦法務長官府から出版されている。なお、ミャンマー語版には下位法令も含まれており、ミャンマー語版の法令年鑑のようなものとなっている。

各参照先の発信法令情報については【添付資料 b】を参照。

## 第3章 ミャンマー法令情報の分析・整理

以下では、前章までに記載した内容に基づいて、ミャンマーの法令情報に対し外国人投資家がどの程度の難易度をもってアクセスをすることができるかを検討することとする。第2章で述べたとおり、ミャンマーにはそれぞれの時代が生んだ複数の法源があるが故に、そのような複雑な歴史を持たない国と比べて、法令情報へのアクセス可能性には必然的に問題があることは容易に予想される場所であるが、本調査の結果もそれが裏付けられることとなった。

### 3.1. 問題点1 –法令の全体像の把握が難しいこと

本調査の結果によれば、ミャンマーにおいては、現行法令の全体像を把握することが、現状極めて難しいことが明らかとなった。ミャンマーにおいては、各時代が生んだ複数の法源があり、現在適用のある法律を特定する為には、過去の法律の改廃を明らかにする必要がある。また、ミャンマーは連邦制を採用していることから、憲法別表1の立法リストに記載された事項に関する連邦の法律のみならず、憲法別表2の立法リストに記載された事項に関する州または管区の法律についても、これを理解することが必要になることがある。

さらには、連邦議会が最近制定する法律は、その詳細部分を下位法令に委ねることが多く、法律を正確に理解する為には、そうした下位法令について理解を深めることが不可欠な場合が多い。このようなことから、現行法令の全体像または関心のある特定領域に関する法令の全体像を把握する為には、これらの情報を網羅した一覧性のあるデータベースの存在が不可欠であるように思われるが、ミャンマーには、ミャンマー語版ですら、そのようなものが存在しない。この為、獲得した法令情報が網羅的なものであるのか、確信が持てないという事態が生じている。

### 3.2. 問題点2 –予見できない運用があること

法令の全体像を把握することが困難なこともあり、外国人投資家にとって、関係官庁への問合せは、法令の内容を知る方法として極めて重要性が高いものとなっている。しかしながら、こうした問合せを行った場合に、担当者により回答が異なったり、そもそも合理的な時間内に回答が得られないといった状況が見られる。

なお、関係官庁への問い合わせは、文書による場合は英語で行うことも可能であるが、口頭による問い合わせについては、事実上ミャンマー語によらざるを得ない。また、明確な法令上の根拠なくして、運用により外国人投資家の権利が制限されていることもある。

### 3.3. 問題点3 - 英語版（公定訳）が完備されていないこと

前記のとおり、ミャンマーにおいて成立した法律を英語に翻訳することは、連邦法務長官府が担う職責の一つである。しかし、連邦法務長官府の翻訳部門の人数は25名と限られており、迅速な翻訳作業ができる体制にはなっていない、また、将来に向けた人の育成もなかなかできない状況にあることが明らかになった。この点に関しては、別途連邦議会内に翻訳委員会を設置する話が進行中の模様であるが、翻訳作業の遅れについて直ちに改善がなされる状況とは言えない。この為、外国人投資家は、最新の法律の内容を、非公式の英語版を通じて把握せざるを得ない状況にある。

また、連邦議会が制定した法律については、どこかの段階で公式の英訳版が作成される模様であるが、下位法令や州または管区の議会が制定する法律については、英訳版が作成される保証もない。

### 3.4. 問題点4 - 英語版（公定訳）に問題があること

本調査を通じて、公式の英語版に対しては多くの問題があるとの指摘が少なからずなされた。それらは、意味内容が不明瞭であること、定義語が正しく用いられていないこと、不正確な文法であることなどの指摘である。

そこで、本調査で実施した日本企業へのアンケートおよびヒアリングによる情報収集をもとに、日本企業の考える重要法令の整理・分類を以下に示す。整理にあたっては、日本企業が重要と考える法令（第5章参照）7法令を抽出し、「英語版（公定訳）の有無」および「英語版（公定訳）のクオリティ」で分類した。

表 3-1 アンケートおよびヒアリング結果による分類

法律	英語版（公定訳）の有無	英語版のクオリティ	
		十分	不十分
外国投資法	✓		✓
会社法	✓	✓	
労働法	✓（一部なし）	✓	
租税法	✓（一部なし）		
経済特区法	✓		✓
外国為替管理法			
民法・商法	✓	✓	

なお、インド法典を基礎に英語で作成されたビルマ法典に含まれる法令については、英語評価の対象外とした。そのため、上記は以下の4つのカテゴリーに振り分けられる。

- (1) 「英語版（公定訳）あり」かつ「クオリティ十分」
- (2) 「英語版（公定訳）あり」かつ「クオリティ不十分」
- (3) 「英語版（公定訳）なし」
- (4) 「対象外」

上記4分類の結果は以下の通りである。

表 3-2 重要法令のカテゴリー分類重要法令のカテゴリー分類

法令	英語あり & 質十分	英語あり & 質不十分	英語なし	対象外
外国投資法		✓		
会社法				✓
労働法			✓(一部あり)	
租税法			✓(一部あり)	
経済特区法		✓		
外国為替管理法			✓	
民法・商法				✓

結果、対象となる法令で、英語版が存在するのは「外国投資法」および「経済特区法」の2法令となる。そこで、上記の問題点を、外国人投資家にとり最も重要な法律である外国投資法を例に取って検討してみる。結果は以下の通りである。なお、以下の検討に当たっては、DICA のホームページから入手した外国投資法の英語版を用いるものとする。

外国投資法は第2条に定義規定を置いている。このような定義規定を置く場合には、文中で定義語を使用する際には、固有名詞に加え普通名詞についても最初の文字を大文字にすれば、当該語句が定義された通りの意味内容を有することが明らかになる。ところが、外国投資法においては、第2条で定義された普通名詞について、第3条以下では最初の文字を大文字にするということが殆どない。その一方で、第2条(j)により「投資許可書に基づき投資を行なう個人または経済的組織をいう」と定義される **Investor** という単語が、その後どのように使用されているかを見ると、第19条の **investor** は明らかに定義される前の普通名詞として用いられていると考えざるを得ない。こうしたことから、折角の定義規定を置きながら、定義語に該当する普通名詞が果たして定義されたとおりの意味を有するのか、明確ではなくなっていると指摘せざるを得ない。

また、第2条(b)によりミャンマー投資委員会を示すと定義されている **Commission** という言葉は、概ね大文字で始められているが、第48条のように同じ意味ながら小文字で始められている例外もある。同様に外国投資法を指す **this Law** という字句も、第54条では **this law**



と表記されている。これらはある意味誤記であることが明らかであるが、このような明らかな誤記の存在は、英語版全体への信用性を損なうことに繋がっているように思われる。

更に、第2条(l)では、重要な定義語であると考えられる **Investment** の語句を、投資家が持ち込む資産という側面から定義している。他方で、投資家が外国投資法の投資許可を得て行う事業については **business** という言葉が充てられているようであるが(第3条、第10条(a)(iii)等)、**business** 自体は定義がされていない。そして、第4条では「**The following investments shall be stipulated as the restricted or prohibited business**」と記載されていることから、この **investments** が定義語であるのかどうか、**investment** と **business** との関係はどうなるのか、非常に判断が難しくなっている。加えて、これらと類似する **investment business** (第11条(a)(i)、第12条(j)等)なる語句や、**foreign investment business** (第6条)なる語句も、一切定義がされることなく用いられている。勿論、こうした厳格とは言えない用語の使用方法の結果、条項の意味が全く理解できなくなるというものではなく、漠然と理解することは可能であるとは考えられる。しかし、例えば、先に触れた **Investment** の定義において、**Investment** に含まれる資産の一つとして掲げられる **shares, stocks and debentures of the company** との記載(第2条(j)(ii))を見て、この **company** が一体何をさすのかを直ちに理解すべしというのは過大な要求であると思われる。即ち、こうした曖昧な語句の使用では、法律内容を正しく理解することは不可能であると言わざるを得ないように思われる。

また、例えば、第6条は次の通り規定している。「**The Commission shall, the foreign investment business which can cause great effect on the conditions of security, economic, environmental and social interest of the Union and citizens, submit to the Pyidaungsu Hluttaw through the Union Government.**」一定の英語力を有するものであれば、この条項の結果として、国家や国民に大きな影響を及ぼすおそれのある外国投資については、投資委員会として連邦議会に伝える必要があるのだということは判る。しかし、挿入句がどういう位置付けになるのか、連邦議会に提出するもの(目的語)は何なのかが不明であって、正しく理解しているとの得心を得ることは容易ではない。この目的語が不明であることが条項の理解を妨げている例は、少なからず存在する。また、時制に対する配慮が充分でないことから、手続きの流れが把握しにくいことも見受けられる。例として第20条(b)を挙げる。「**(The Commission) shall allow or refuse the proposal within 90 days to the person who submit the proposal if the proposal is accepted.**」

こうした不明瞭な構文の結果、意味が把握しにくい事態は、とりわけ条項が長くなると頻出する。

その代表例として、法律の目的を明らかにする第7条を挙げることができる。「**Aimed at the people to enjoy sufficiently and to enable the surplus to export after exploiting abundant resources of the county; causing to open up of more employments for the people as the business develop and expand; causing to develop human resources; causing to develop infrastructures such as banking and financial business, high grade main roads, highway roads connected one country to another, national electric and energy production business, high technology including modern information technology; causing to develop respective area of studies in the entire county including communication networks, transport business such as rail, ship, aircraft which meet the international standard; causing the**

citizens to carry out together with other countries; causing to rise economic enterprises and investment business in accord with the international norms.」

こうした構文の不明瞭さにより、曖昧な理解を超えて、法律を正しく理解することは不可能であると言わざるを得ない。

## 第4章 ミャンマー法令英文化実施にあたっての留意点等

### 4.1. ドナー支援による作成される英語版法案の活用

現在、ミャンマーでは多くの法令の制定・改定が検討・準備されており、制定後には、それぞれの英訳が実施されることとなる。連邦法務長官府へのヒアリングによると、翻訳の優先順位付けは特に行われておらず、連邦法務長官府に提出された順番で翻訳が進められるとのことであった。

また、国際機関や各国機関による支援を受けて法案の作成や改定作業が実施される場合、議論は英語で行われ、法案も、最初は英語で作成される。その英語版法案をもとに、所管官庁がミャンマー語の法案を作成することとなる。一方、当該ミャンマー語法案を受け取った連邦法務長官府では、当該ミャンマー語法案から独自に英語訳を作成しており、基本的に、元の英語版が連邦法務長官府に提出されることも、それが活用されることもない。元の英語版ドラフトからミャンマー語法案を作成するにあたり、内容の調整等が加わることで、元の内容と異なる部分が多く出てくるとはいえ、元の英語版がまったく参考とされない現状は非効率であると考えられる。ドナーによる支援が入る法律は、外国人にとって重要性の高いものであることが多く、タイムリーな英語版の発行が求められるものでもある。そのためにも、運用を見直し、元の英語版を参考として活用することで効率化を図ることが可能と考えられる。

### 4.2. 翻訳部門の人材育成

記述の通り、現在、連邦法務長官府で法律の翻訳にあたる部門の人員は、総勢 25 名（実際の翻訳にあたるのは 20 名）である。多くの法律の新設、改定が進められる中、人員が不足している。また、定義語の使い方や文法面での改善など、クオリティの高い英語版（公定訳）を作成するためには、人材の育成は不可欠である。

現状、研修の実施が検討されているものの、研修で不在となる職員の代替人員がおらず、研修実施がままならないということが、連邦法務長官府の局長へのインタビューで語られている。



図 4-1 連邦法務長官府 翻訳部の様子

4.3. 用語集・辞書の充実

法律事務所で法令の英訳を作成する場合に、最も留意される点は、他の法律を含めた法令用語の統一である。現在、連邦法務長官府での英訳にあたり利用されている辞書（用語集）は、連邦法務長官府が発行する法律事務所で法令の英訳を作成する場合に、最も留意される点は、他の法律を含めた法令である。これは、2010年に発行されたB6版334ページの辞書である。収録語数約4,000語（熟語・組織名等含む）と、コンパクトな内容のものである。

一方、法令の新設・改定にあたっては、これまでミャンマー語では存在しなかった概念や用語が多く含まれ、今後も増えていくことが想定される。そのため、これまでの法令の英語版で使用された用語を含めた、統一的な用語集・辞書として、内容の充実が不可欠である。さらに、新たな概念の流入とミャンマー語での用語設定などが今後も継続すると考えられるため、定期的な用語集の更新を続けることが重要である。

Deprive	100	Derogation	D.E.S.	101	Designation
<b>Deprive</b>	လက်လွတ်စေသည်။ ဆုံးရှုံးစေသည်။		<b>D.E.S.</b> <b>( Delivered Ex Ship )</b>	ကုန်စည်ရောင်းချသူက ကုန်စည်ဝယ်ယူသူ။ သတ်မှတ်သည့် ဆိပ်ကမ်းအထိ ကုန်စည်များကို စရိတ်အကုန်အကျခံ၊ တာဝန်ယူ ပေးပို့ရသည့် ကူးသန်းရောင်းဝယ်မှုစည်းကမ်းချက်။	
<b>Depreciation</b>	တန်ကြေးကျခြင်း၊ ပစ္စည်းတန်ဖိုး အလျော့တွက်။		<b>Descend</b>	အမွေဆက်ခံသည်။	
<b>Depredation</b>	တိုက်ခိုက်ဖျက်ဆီးခြင်း။		<b>Descendant</b>	သားစဉ်မြေးဆက်။	
<b>Deputy</b>	လုပ်ပိုင်ခွင့်အချို့ သို့မဟုတ် လုပ်ပိုင်ခွင့်အားလုံးကို ကိုယ်စားဆောင်ရွက်ရန် အခွင့်အာဏာ ပေးအပ်ခံရသူ။		<b>Description</b>	၁။ သရုပ်ဖော်ပြချက်။ ၂။ ကုန်စည်အမျိုးအမည်။	
<b>D.E.Q.</b> <b>(Delivered Ex Quay)</b>	ကုန်စည်ရောင်းချသူက ကုန်စည်များကို ဝယ်ယူသူ သတ်မှတ်သည့် ဆိပ်ခံတံတားပေါ် အရောက် တာဝန်ယူ သယ်ဆောင်ထားရှိပေးရန် သတ်မှတ်သည့် ကူးသန်းရောင်းဝယ်မှုစည်းကမ်းချက်။		<b>Desert</b>	တပ်မှထွက်ပြေးသည်။	
<b>Derelict</b>	သုံးစွဲရန်မဖြစ်တော့သဖြင့် ပင်လယ်တွင်း၌ စွန့်ခွာပစ်ခဲ့သည့် သင်္ဘောစသည့်အရာများ။		<b>Deserter</b>	တပ်ပြေး၊ စွန့်ခွာထွက်ပြေးသူ။	
<b>Derivative conveyance</b>	မူလစာချုပ်ကို ပြုပြင်ပြောင်းလဲသောစာချုပ်။		<b>Desertification</b>	သဲတန္တံမြစ်ပေါ်မှု။	
<b>Derive</b>	ခံယူသည်။ (ပိုင်ထိုက်ပိုင်ခွင့်)။		<b>Desertion</b>	၁။ (အိမ်ထောင်ဖက်ကို) စွန့်ပစ်ခြင်း။ ၂။ တပ်မှထွက်ပြေးခြင်း။	
<b>Derogate</b>	(အရင်ကျသော ဥပဒေ သို့မဟုတ် ပဋိညာဉ်၏ အခွင့်အာဏာ စသည်များကို) ယုတ်လျော့စေသည်။		<b>Design</b>	၁။ ပုံစံ၊ ဒီဇိုင်း။ ၂။ ကြံစည်သည်။	
<b>Derogation</b>	ယုတ်လျော့ခြင်း။		<b>Designate</b>	၁။ ခန့်အပ်သည်။ ၂။ လျာထားသတ်မှတ်ခံရသူ။	
			<b>Designation</b>	ရာထူးအဆင့်။	

図 4-2 UAGO 発行の Law Dictionary

(注) 連邦法務長官府が発行する辞書の中身。B6 版の小さな辞書で、1 ページに収録される語数は多くて 15 語程度。

## 第5章 日系企業の法令ニーズ

### 5.1. 日系企業における法令ニーズ

本件調査では、現地調査時にヒアリングした企業のほかに、アンケート調査も実施した。ここでは、日系企業が普段の経済活動において重視する法令を特定し、下位法令を含むそれらのアクセシビリティの状況を理解するとともに、法令のミャンマー語原文のみならず英語公定訳の質がどのように評価されているかを俯瞰し、日系企業が普段直面するミャンマー法令を巡る課題やニーズの整理を試みる。

同アンケートの対象企業には既にミャンマーへ進出済みの企業に加え、進出検討または準備中の企業も含まれる。全53社からの回答結果を元に、次節以降では日系企業が重視する法令やアクセシビリティ、英語公定訳を含めた法令・細則の質に関する現状を分析する。

なお、アンケートに回答いただいた企業の属性は以下の通りである。

#### 5.1.1. 業種

本アンケートに協力くださった企業を業種別でみると、製造業が最も多い13社で、次いで建設業10社、その他9社、サービス業8社と続く。なお、その他の内訳として商社が複数社含まれている。

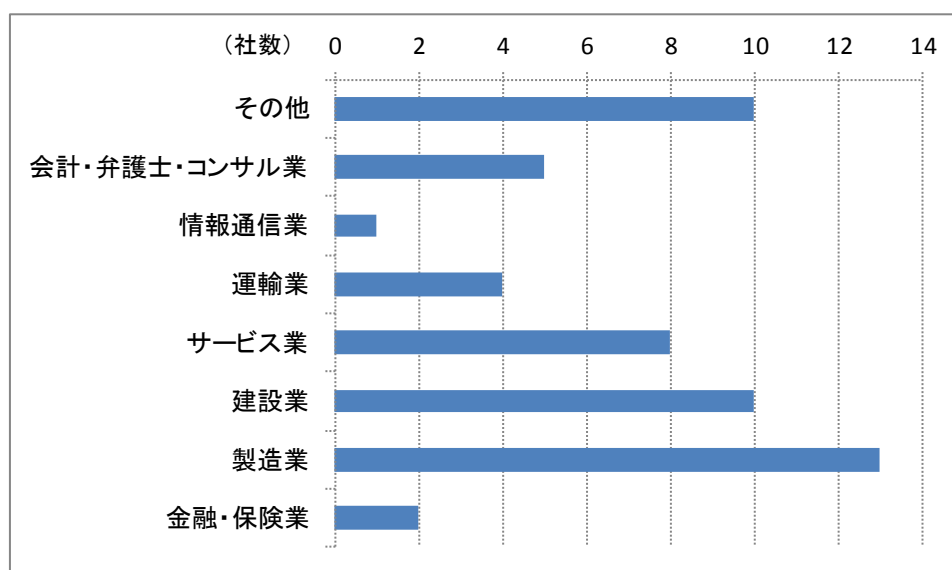


図 5-1 アンケート協力企業の業種別区分

#### 5.1.2. 進出状況および形態

ミャンマーにおける進出の状況別でみた場合、全体の8割以上の44社が既進出企業で占められ、残りが進出は決定済みで現在準備中が3社、進出検討中が6社だった。進出形態別では支社が最も多く18社、次いで駐在員事務所15社、合弁形態9社と続く。

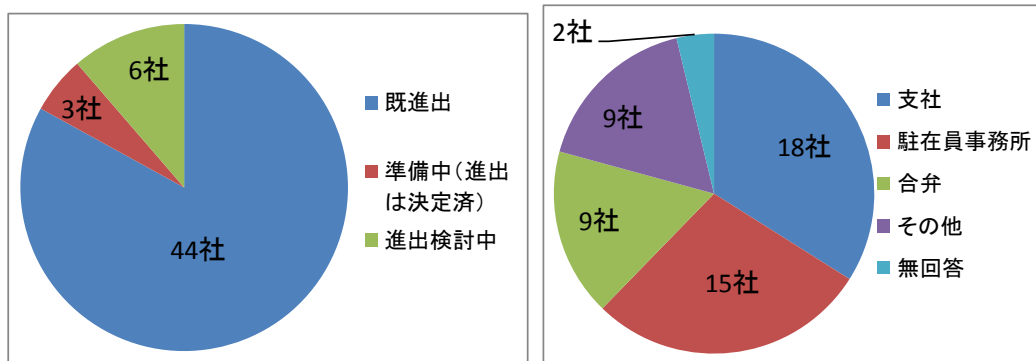


図 5-2 アンケート協力企業の進出状況および形態

### 5.1.3. 進出国・地域

アンケート協力企業の多くは、中国に加え、周辺 ASEAN 諸国への進出実績を有する。概して諸外国・地域において直面する法令の課題も多いことから、進出実績を有する各社では他国での同種のノウハウや経験を活用してミャンマーの法令対応にあたっていることが推察できる。

表 5-1 アンケート協力企業の進出国・地域

国・地域	回答数	主な国名(数字は回答数)
ASEAN	45	ベトナム32、インドネシア25、タイ24、マレーシア19、シンガポール18、フィリピン12、カンボジア8、ラオス7
中東・アフリカ	20	UAE、サウジアラビア、トルコ、エジプト、ケニア、ナイジェリア、アルジェリア、南アフリカ、等
南米	16	ブラジル5、メキシコ3
中国・インド	38	中国31、インド15

### 5.2. ミャンマー法令の重要度

日系企業が重視する関連法令として、外国投資法（42 回答）と会社法（同 40）が極めて高く、次いで労働法（同 35）、租税法（同 29）、経済特区法（同 25）、外国為替管理法（同 21）が続く。

なお、その他の法令として知的財産法、出入国管理法、その他税法など業種区分に関係なく関心の高い法律が挙がり、このほか公共調達法、航空法、通信法、コンドミニウム法、建築基準法、保険業法など、より業種色の強い法律も挙がっているが、現状ほとんどが未だ整備途上である。

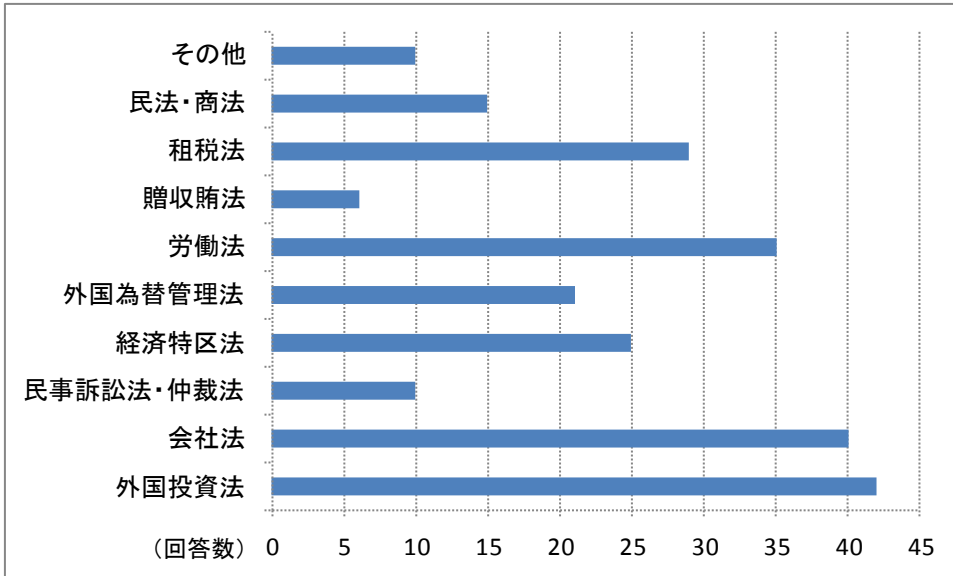


図 5-3 アンケート協力企業が重要視する法令

また、重視する法令としてあげられる法令について、重要度合別でみると以下のような結果となった。進出前企業（検討中または準備中）と既進出企業と比較した場合、後者は実務上の理由から労働法や租税法に対する重要度が高い。他方、進出前企業は民事訴訟法・仲裁法、贈収賄法や民法・商法など進出後の事業リスクの関連性の高い法令も平均的にその他の法令同様重視していることが分かる。

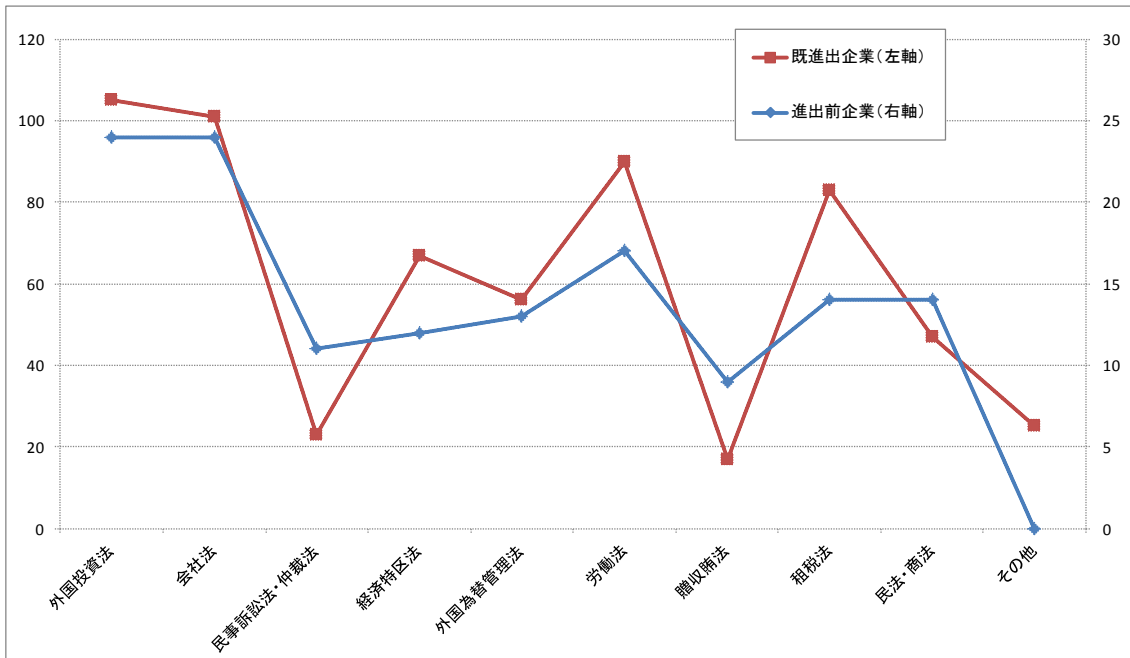


図 5-4 アンケート協力企業による法令の重要度合い

### 5.3. アクセシビリティの状況

重要性の高い法令・下位法令に関し、それらのアクセシビリティの状況をみると、一般的にミャンマーの法令はミャンマー語原本、英語公定訳ともに入手困難という認識が高い。そのため、日系企業は関連法令については重要度に応じて第3者を通じて適宜アクセスしている状況にある。ここで第3者とは主に法律事務所が対象となるが、会社法や外国投資法など一部の法律についてはJETRO、租税法については会計事務所を通じてアクセスする企業もある。

他方、外国人または外資系企業がミャンマーでビジネスをする上で重要度の高い関連法令、例えば外国投資法、会社法、経済特区法や労働法については、ミャンマー当局からの直接入手が比較的可能な法令という結果が分かる。

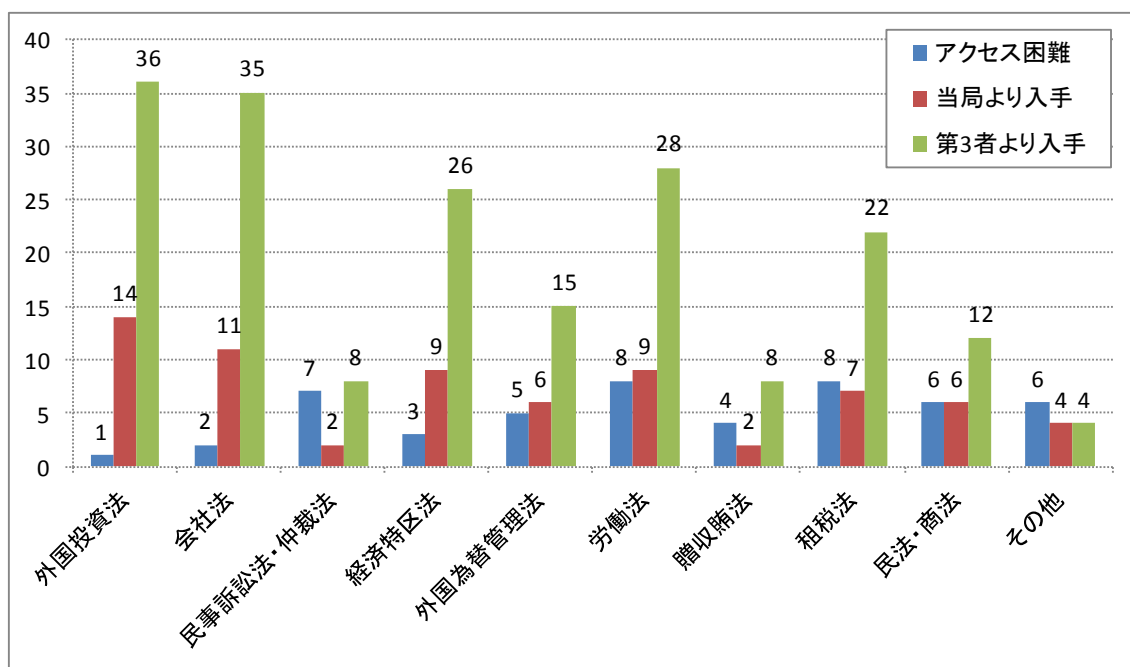


図 5-5 アンケート協力企業による法令アクセスの状況

下位法令（細則・通達）についても、法令同様、入手困難という認識が強く、現状、第3者を通じて入手している企業が多い。ただし外国投資法や会社法など、外国人が関心の高い下位法令のうち細則については当局から直接入手が可能であるようだ。一方、通達については一般的に所管官庁のウェブサイト、ミャンマー政府発行の官報あるいはNew Light of Myanmar (NLM) 紙など一部のメディアで告示される場合があるが、全ての通達が告示されているとは限らず、またタイムリーとも限らない。一般的に通達の告示はミャンマー語のみで、英語による告示は少ないため、企業はもとより法律事務所でさえも最新の通達をフォローし難い環境にあるようだ。



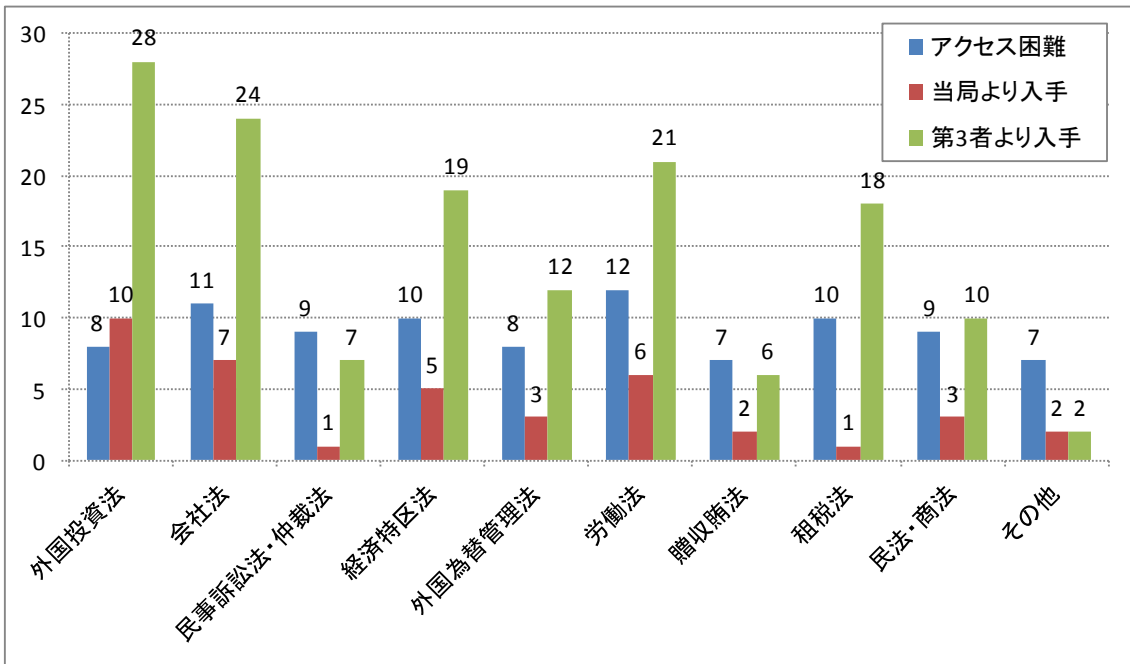


図 5-6 アンケート協力企業による下位法令（細則・通達）アクセスの状況

諸外国・地域に進出実績を有する企業から見た場合、ミャンマー法令のアクセシビリティは比較的悪くはないという意見も少なくない。しかし下位法令になるとアクセシビリティの状況は格段に悪くなることは否めず、法律事務所などの専門家に相談する状況にある。

表 5-2 アクセシビリティに関する主な意見

当局から入手しようとウェブサイトを確認しても、どこでダウンロードできるのか、分かりにくい。
全般的に最新版へのアクセスが困難
労働法が、いくつもの法律の組み合わせで理解する事が必要で、当局からの入手を断念。
法律名が英文だが、リンク先でダウンロードできるファイルが、ミャンマー語版だったりするケースもあり、結果、第3者による英文 or 和文版に頼るケースが多かった。
現在有効な法令・規則を一覧入手できるウェブサイトまたは有料の法令集（日本の六法全書+α）が存在しない為、原文確認一つをとっても非常に手間がかかり、情報も錯綜することになる。
コモンロー圏に特有の過去の判例・解釈により有効となっている世界が広く、当該分野の解説も弁護士により見解が分かれるケースが多く、法律専門誌などによる解説の公開を通じ、法律の専門家の間での共通見解の醸成が必要。
重要な法律の原文解釈はなるべく専門家に任せるようにしています。その日本語訳も意訳や誤認を防ぐため専門家に委託しています。ミャンマーの法律は古いものが多くその付随規定などの存在有無の確認も難しい状態です。
アクセシビリティについては、外資に関係のあるような重要な「法律」は、ほとんどが

インターネットで検索出来るという意味で、開発途上国の平均的レベルと比べて、さほど劣ってはいないのではないかと。ベトナムと比較してミャンマーでは、ビルマ語の発表と英訳の発表との時間差が、ずっと小さいと思う。一方で、法律ではない、細則・通達の類になると、英訳が存在しないものも多く、また、ミャンマー語さえ新聞発表されない例が多いと判断している。

原文と英訳の意味の違いというのは、完全には避けられないのかもしれないが、それが大きな問題を引き起こした、という事例は余りないと理解。

#### 5.4. 法令原文の質の状況

ミャンマーの法令原文と下位法令の質の状況の調査も行った。「図 5-7 法令原文の質に対する評価」から明らかなように、ほぼ全ての法令で解釈を要するまたは運用上不透明であるという状況にある。第 3 章で触れた通り、ミャンマーの法令は平均的に大綱のみを規定する傾向にあるため、結果漠然とした内容になっており、企業側の観点で実際の運用面の規定を法令のみで理解することは難しい。比較的明確であるという意見もあった経済特区法でさえも、やはり実際の解釈や運用上の不透明な部分については他法令同様に改善の余地があるという認識の企業が多い。

	明確である	法の解釈を要する	運用上不透明
外国投資法	1	16	23
会社法		23	19
民事訴訟法・仲裁法		4	6
経済特区法	5	9	17
外国為替管理法		9	10
労働法		13	19
贈収賄法		4	6
租税法		10	17
民法・商法		7	9
その他		2	7

図 5-7 法令原文の質に対する評価

(注) 票数に応じて色の濃淡を調整

次に、下位法令を見た場合、上位法令同様、ほぼ全ての下位法令において解釈を要するまたは運用上不透明であるという状況にある。ただし少数意見ながらも外国投資法、経済特区法、労働法、租税法の一部の細則については明確であるという企業も存在する。仮に細則や通達を熟読したとしても、運用面を鑑みると不十分という認識が大勢を占める。

	明確である	法の解釈を要する	運用上不透明
外国投資法	1	13	22
会社法		16	16
民事訴訟法・仲裁法		4	6
経済特区法	2	8	16
外国為替管理法		7	9
労働法	1	14	13
贈収賄法		4	7
租税法	1	9	13
民法・商法		8	7
その他		1	3

図 5-8 下位法令（細則・通達など）の質に対する評価

（注）票数に応じて色の濃淡を調整

表 5-3 法令原文のあいまいさに対する主な意見

法律自体があっても運用が適格に為されていない。
運用面でのあいまいさが課題と思われる。
会社法は、古い概念がそのまま残っており、原文での理解は困難だと思った。
法令の運用が最終的に属人の裁量に委ねられることが多く極めて不透明である。
前例主義にとらわれすぎ、意思決定が行われにくい。
経済特区法で、一部外国投資法に劣る内容があり、ぜひ改善いただきたい。原材料の輸入関税の免税特典について、経済特区法で免税が受けられない点。
規則・細則の段階で行政当局の裁量余地が大きい点が問題である。著しいケースでは上位法で制限がされていない分野について、規則・細則で行政当局が介入可能とされるなど、法の趣旨を換骨奪胎しているケースもある。この領域をきちんとするためには、法務省による法・規則のチェック機能の強化が必要。
外国投資許可・会社登記について明文化されていない規則が多い。特に労働法は機能しておらず、実態に合わせた改訂が望ましい。
特に重要なものに関しては、法令のみならず、下位規範や判例の公表で企業の法的予測可能性を担保し、企業を感じるリスクを減ずることができるようになれば、外国投資の増加につながり、ミ国の発展に寄与することは論を待たないことであると思われる。
省庁間での連絡が悪い、というのが大きな特徴。法律が国会で成立しても憲法違反かどうかの確認が速やかに出来ていないし、他の法律との整合性が取れていないケースもあるとされる。法制局機能の強化が必要。
法令そのものが具体性を欠く内容が多く見受けられる。担当官庁に問い合わせをしても、部署をたらい回しされたり、仮に対応してくれても担当官により解釈が異なったりすることがある。
労働法で決められたとおりの運用ができていない部分があり、困ることがある
全体的に法令の内容が曖昧・不透明な多い。新規法令や細則制定後、それを実行する能力が完了に欠けている。各種手続きが複雑な上、時間を要する為、より簡素化・単純化

して欲しい。外国資本による投資に対する規制が過剰に厳しい。法令の内容を管轄する末端の役所までしっかりと伝達して欲しい。

#### 5.5. 法令英語版（公定訳）の質の状況

法令の英語訳についての調査結果から、概要を把握する目的では十分という認識を持つ企業が多いことが明らかになった。少数意見ではあるものの、ミャンマーにおいて進出実績の長い企業や業種によっては英語訳の質は十分であるという企業もあった。他方、進出間もない、または進出検討中の企業の中には理解困難という厳しい見解を有する企業もある。

	十分	概要を把握する 目的では十分	理解困難
外国投資法	3	26	2
会社法	3	21	4
民事訴訟法・仲裁法		6	2
経済特区法	3	18	2
外国為替管理法		9	1
労働法	1	19	3
贈収賄法		5	1
租税法	2	11	3
民法・商法		7	2
その他		5	3

図 5-9 英語公定訳の質に対する評価

(注) 票数に応じて色の濃淡を調整

表 5-4 法令の英語版（公定訳）に対する主な意見

通常会社運営にかかわるもの（労働法、税法等）、深刻な状況打開に資するもの（民商法、訴訟・仲裁法等）および外国人を対象とするもの（出入国管理法等）に関しては、公式の英訳版法規の開示が望まれる。

企業間取引においては、相手方当事者の法遵守意識の程度も交渉妥結の重要な鍵となる場合があるため、外国語版法規の発表のみならず、原版のミャンマービジネス社会内での浸透や法規遵守意識の啓蒙も一定程度以上の重要性があるのではないかと思料する。

#### 5.6. ミャンマー法令についての課題

日系企業から指摘された課題として、まず運用上不透明な部分の改善が挙げられよう。具体的には、大臣レベルの承認が法令や細則規定とは無関係に通用する実態や、所管官庁の担当者間における運用上の相違や理解不足から起因する問題の解消である。

次に、法令・細則のアクセシビリティにおいて改善を求める日系企業は多い。究極的には全ての法令および細則について、例えばインターネットのウェブサイト上で1 か所にま

とめ、ミャンマー語は勿論、英語公定訳も同ポータルから同様にアクセスが可能となることが望ましい。

他方、進出検討中の企業や進出間もない企業では、英語公定訳の必要性よりも和約版のニーズが高く、法律事務所でも同様の相談が多い。和約版の考え方の根底には、本社向けの日系企業固有の習慣が色濃く感じられる。また、英語訳の整備支援をすることはむしろ外資系企業は利するが、日系企業へはむしろ不利になるため、日本の ODA で英語訳整備を行う可能性については消極的という考察も聞かれた。

表 5-5 ミャンマー法令整備支援に対する意見

時間がかかる内容であるが、日本政府援助を通じて、単なる法令整備ではなく、秩序ある法規制をミャンマー政府・行政当局が自ら立法・運用できる様な支援を行って頂きたい。
立法機関、その運用機関で働く人々の能力不足の改善も不可欠でそれにはまだまだ時間がかかると認識しています。
必要であれば、将来の開示情報に則った、安定的な行政運営に対する指導まで視野に入れたレポートとされることを強く希望したい。
会社都合の解雇時、労働災害時の補償額に関する法令・規定・規制がない。法律による一定の指針があればありがたい。
法案作成および施行するための細則双方を作成できる官僚のキャパシティビルディングが緊急かつ不可欠。

## 第6章 全体総括

第1章で述べたとおり、本調査案件の目的は、大きく分けて以下の3点である。

- (1) 信頼性の高い法令情報の入手の容易性に関する確認
- (2) そのなかで日本企業を含む外国企業にとってニーズの高い法令情報の存否、英文化の状況、アクセス手段の確認
- (3) 法令情報へのアクセス困難に向けた分析・留意点のとりまとめ

これら3点を踏まえ、以下の8つの注力項目を設定し、調査結果をまとめる。

まずは、今回の調査対象とした法令およびその英語版（公定訳）の現状について、とりまとめたのが表6-1である。英語版（公定訳）については、翻訳作業は終了しているものの、出版に向けた作業中であり、現時点で公開されていないものは、公定訳は「無し」としている。また、英語版の質に関しては、ビルマ法典に含まれる法令に関しては、イギリス統治時代に英語で作成されており、英語自体の質は「○」としている。ただし、法令の内容については現状に沿っていない部分もあり、改訂に向け作業・準備・検討が行われている。

表 6-1 日本企業にとって重要な法令および英語版（公定訳）の現状

法律	法令の有無	英語版（公定訳）の有無	英語版の質
外国投資法	○	○	△
会社法	○	○	○
民事訴訟法・仲裁法	△（一部なし）	△（一部なし）	△
経済特区法	○	○	△
外国為替管理法	○	×（出版作業中）	-
労働法	○	△（一部なし）	△
贈収賄法	○	×（出版作業中）	-
租税法	○	×（旧版はあり）	-
民法・商法	○	○	○

### 6.1. 日本企業にとって重要な法令は何か

日本企業へのアンケート調査および現地ヒアリングを通じ、日本企業が重要と捉える法令が何かを調査した。この結果、重要な法令としては、外国企業として進出し、会社設立等を行うにあたり不可欠となる(1)外国投資法、(2)会社法が最も重要と評価されている。次いで、現地で事業を行う上で避けて通ることのできないことから、(3)労働法、(4)租税法、が上位に挙げられている。その他、(5)経済特区法、(6)外国為替管理法、(7)民法・商法が挙げられる。また、それぞれの事業分野に関わる個別の法令も、少数ではあるが、挙げられ

ている。

#### 6.2. それらの法令がミャンマーに存在しているか

アンケートにより抽出した日本企業が重要と考える法令については、連邦法務長官府または所管官庁を通じて概ね入手が可能で、ヒアリングでも、法令自体については整っているとの意見が多かった。ただ、知的財産法や、保税制度に関する法令など個別業種色の濃い法令は、まだミャンマーでは整備されていないものも多く、これらの整備が必要である。

ミャンマー政府側でも、法令整備の重要性は強く認識されており、現在、多くの法令が制定・改定に向けて検討・準備されている。

#### 6.3. それらの法令の英語版（公定訳）は存在しているか

法令の公定訳作成は、連邦法務長官府の職務と規定されており、翻訳部門が実施している。ただし、同部門は総勢 25 名と規模が小さく、タイムリーな作業が難しいのが現状である。

第 2 章で述べている通り、ビルマ法典に含まれる法令は英語で記載されている。その他、連邦議会による立法が開始された 2011 年以降に制定された法律については、2012 年分までは、ほぼ公定訳作成が完了している模様である。

#### 6.4. それらの英語版の質は十分か

アンケートの結果によると、一部、「十分」「理解不能」とする回答もあるものの、大部分は、「概要を把握する目的では十分」とする回答であった。ただし、法律事務所へのヒアリングによると、そもそもミャンマー語の原典があいまいな表現で記載されていることもあり、英語版の意味を理解するのが困難であること、また、調査団の調査により、定義語の使用や文法面で課題があることが明らかとなった。

#### 6.5. 英語版作成の体制・手順はどのようなものか

記述の通り、法令自体の英語版作成は連邦法務長官府の職務として規定されており、連邦法務長官府が業務として実施している。連邦法務長官府の翻訳部門の人員は 25 名であり、次々と制定・改定される法令に業務が追いついていないのが現状である。

連邦法務長官府では、人員の研修の実施を検討しているものの、研修期間中の代替人員の確保ができないことから、実施を躊躇している。

#### 6.6. 下位法令の現状はどのようなものか

上記で述べた通り、法令については連邦法務長官府で翻訳することとされているが、下位法令については特段の規定は見られない。ヒアリングでは、管轄官庁が英語版を作成し、連邦法務長官府の確認を得るとの手順とされている模様である。しかし、実際には、下位法令の英語版はほとんど作成されていない模様である。

#### 6.7. 今後の英語版（公定訳）作成にあたっての留意点

各種ドナー支援の中で作成される英語版法案ドラフトは、最終的に制定された法令（ミ

ヤンマー語)の英訳時には活用されていない。ドナー支援により整備される法令は、外資企業にとって重要な法令であることが多く、タイムリーな翻訳が求められるため、こうした英語版ドラフトがある場合には、制定された法案とともに所管官庁より連邦法務長官府に提出し、参考として活用することで、翻訳業務の効率化を図ることが可能と考えられる。

また、現在、公式な翻訳用辞書として、連邦法務長官府発行の辞書などを利用しているが、連邦法務長官府発行の辞書は簡易なものであり、これらの改定・充実、用語集の作成・定期的な更新などの検討も必要である。

#### 6.8. 法令情報への分かり易いアクセス手段が用意されているか

日本企業へのヒアリングでは、英語版の作成・公開を求める声が多かったが、一方で、現時点で有効な法令を一覧できる方法の確立を求める声もまた多く聞こえた。ミャンマー側へのヒアリングおよび関係機関ウェブサイト等の調査によると、ビルマ法典は最高裁判所のウェブサイトに公開されており、外国投資法と経済特区法は DICA のウェブサイトに掲載されていた(2014年7月のウェブサイト刷新により、現在は掲載されていない。これが一時的なものか、今後も再掲されることはないのかは現状では不明)。また、連邦法務長官府のウェブサイトでは、一部法律の英語版が既に公開されている。年ごとの法令の英語版をまとめた書籍が連邦法務長官府により出版されており、それらで確認することも可能である。さらに2012年の法令については、公定訳作成は終了し、書籍(“Myanmar Laws”)として出版へ向けた作業が進められているなど、法令自体については英語版の公開も進んでいる印象を得た。ただ、関係機関のウェブサイト上にそれぞれ掲載されていること、改廃が明確でないことなどから、分かり易いアクセスを実現するためには、特定のポータルサイト等での公開の一元管理が必要である。

下位法令については、現状、英語版での入手・閲覧は期待できない。ミャンマー語であれば、記述の連邦法務長官府が作成する“Myanmar Laws”に下位法令も収録されるが、英語版は法令のみである。ウェブ上で官報の閲覧が可能なことから、下位法令の閲覧も可能であるが、全てミャンマー語である。

現状、下位法令については、ミャンマー人スタッフに確認を依頼するか、法律事務所等に入手、内容確認を依頼するといった対応が必要である。



**SCHEDULE ONE**  
**Union Legislative List**  
**(Refer to Section 96)**

**1. Union Defence and Security Sector**

- (a) Defence of the Republic of the Union of Myanmar and every part thereof and preparation for such defence;
- (b) Defence and Security industries;
- (c) Arms, ammunition and explosives including biological and chemical weapons;
- (d) Atomic energy, nuclear fuel and radiation and mineral resources essential to its production;
- (e) Declaration of war and conclusion of peace;
- (f) Stability, peace and tranquility of the Union and prevalence of law and order; and
- (g) Police force.

**2. Foreign Affairs Sector**

- (a) Representatives of the diplomatic, consular and other affairs;
- (b) United Nations;
- (c) Participation in international, regional and bilateral conferences, seminars, meetings, associations and other organizations and implementation of resolutions thereof;
- (d) Conclusion and implementation of international and regional treaties, agreements, conventions and bilateral agreements and treaties;

- (e) Passports and identification certificates;
- (f) Visas, admission into the Republic of the Union of Myanmar, stay, departure, immigration and deportation; and
- (g) Extradition and request for extradition.

### **3. Finance and Planning Sector**

- (a) The Union Budget;
- (b) The Union Fund;
- (c) Currency and coinage;
- (d) The Central Bank of Myanmar and financial institutions;
- (e) Foreign exchange control;
- (f) Capital and money markets;
- (g) Insurance;
- (h) Income tax;
- (i) Commercial tax;
- (j) Stamp duty;
- (k) Customs duty;
- (l) Union lottery;
- (m) Tax appeal;
- (n) Services of the Union;
- (o) Sale, lease and other means of execution of property of the Union;
- (p) Disbursement of loans from the Union Funds;
- (q) Investment of the Union Funds;
- (r) Domestic and foreign loans;
- (s) Acquisition of property for the Union; and
- (t) Foreign aid and financial assistance.

**4. Economic Sector**

- (a) Economy;
- (b) Commerce;
- (c) Co-operatives;
- (d) Corporations, boards, enterprises, companies and partnerships;
- (e) Imports, exports and quality control thereon;
- (f) Hotels and lodging houses; and
- (g) Tourism.

**5. Agriculture and Livestock Breeding Sector**

- (a) Land administration;
- (b) Reclamation of vacant, fallow and virgin lands;
- (c) Settlements and land records;
- (d) Land survey;
- (e) Dams, embankments and irrigation works managed by the Union;
- (f) Meteorology, hydrology and seismic survey;
- (g) Registration of documents;
- (h) Mechanized agriculture;
- (i) Agricultural research;
- (j) Production of chemical fertilizers and insecticides;
- (k) Marine fisheries; and
- (l) Livestock proliferation, prevention and treatment of diseases and research works.

**6. Energy, Electricity, Mining and Forestry Sector**

- (a) Petroleum, natural gas, other liquids and substances declared by the Union Law to be dangerously inflammable;

- (b) Production and distribution of electricity of the Union;
- (c) Minerals, mines, safety of mine workers, and environmental conservation and restoration;
- (d) Gems;
- (e) Pearls;
- (f) Forests; and
- (g) Environmental protection and conservation including wildlife, natural plants and natural areas.

**7. Industrial Sector**

- (a) Industries to be undertaken by the Union level;
- (b) Industrial zones;
- (c) Basic standardization and specification for manufactured products;
- (d) Science and technology and research thereon;
- (e) Standardization of weights and measures; and
- (f) Intellectual property such as copyrights, patents, trademarks and industrial designs.

**8. Transport, Communication and Construction Sector**

- (a) Inland water transport;
- (b) Maintenance of waterways;
- (c) Development of water resources and rivers and streams;
- (d) Carriage by sea;
- (e) Major ports;
- (f) Lighthouses, lightships and lighting plans;
- (g) Shipbuilding, repair and maintenance;
- (h) Air transport;

- (i) Air navigation, control and airfields construction;
- (j) Land transport;
- (k) Railways;
- (l) Major highways and bridges managed by the Union;
- (m) Posts, telegraphs, telephones, fax, e-mail, internet, intranet and similar means of communication; and
- (n) Television, satellite communication, transmission and reception, and similar means of communication and housing and buildings.

**9. Social Sector**

- (a) Educational curricula, syllabus, teaching methodology, research, plans, projects and standards;
- (b) Universities, degree colleges, institutes and other institutions of higher education;
- (c) Examinations prescribed by the Union;
- (d) Private schools and training;
- (e) National sports;
- (f) National health;
- (g) Development of traditional medicinal science and traditional medicine;
- (h) Charitable hospitals and clinics and private hospitals and clinics;
- (i) Maternal and child welfare;
- (j) Red cross society;
- (k) Prevention from adulteration, manufacture and sale of foodstuffs, drugs, medicines and cosmetics;
- (l) Welfare of children, youths, women, the disabled, the aged and the homeless;
- (m) Relief and rehabilitation;

- (n) Fire Brigade;
- (o) Working hours, resting-hours, holidays and occupational safety;
- (p) Trade disputes;
- (q) Social security;
- (r) Labour organizations;
- (s) Managements by the Union, the following:
  - (i) Ancient culture or historical sites, buildings, monuments, records, stone inscriptions, ink inscriptions on stucco, palm-leaf parabaiks, handwritings, handiworks, inanimate objects and archaeological works;
  - (ii) Museums and libraries.
- (t) Literature, dramatic arts, music, traditional arts and crafts, cinematographic films and videos; and
- (u) Registration of births and deaths.

#### **10. Management Sector**

- (a) General administration;
- (b) Administration of town and village land;
- (c) Tenants;
- (d) Narcotic drugs and psychotropic substances;
- (e) Union secrets;
- (f) Associations;
- (g) Prisons;
- (h) Development of border areas;
- (i) Census;
- (j) Citizenship, naturalization, termination and revocation of citizenship, citizenship scrutiny and registration; and
- (k) Titles and honours.

**11. Judicial Sector**

- (a) Judiciary;
- (b) Lawyers;
- (c) Criminal Laws and procedures;
- (d) Civil Laws and procedures including contract, arbitration, actionable wrong, insolvency, trust and trustees, administrator and receiver, family laws, guardians and wards, transfer of property and inheritance;
- (e) Law of Evidence;
- (f) Limitation;
- (g) Suit valuation;
- (h) Specific relief;
- (i) Foreign jurisdiction;
- (j) Admiralty jurisdiction; and
- (k) Piracies, crimes committed in international waters or in outer space and offences against the international law on land or in international waters or in outer space.

**SCHEDULE TWO**  
**Region or State Legislative List**  
**(Refer to Section 188)**

**1. Finance and Planning Sector**

- (a) The Region or State budget;
- (b) The Region or State fund;
- (c) Land revenue;
- (d) Excise duty (not including narcotic drugs and psychotropic substances);
- (e) Municipal taxes such as taxes on buildings and lands, water, street lightings and wheels;
- (f) Services of the Region or State;
- (g) Sale, lease and other means of execution of property of the Region or State;
- (h) Disbursement of loans in the country from the Region or State funds;
- (i) Investment in the country from the Region or State funds;
- (j) Local plan; and
- (k) Small loans business.

**2. Economic Sector**

- (a) Economic matters undertaken in the Region or State in accord with law enacted by the Union;
- (b) Commercial matters undertaken in the Region or State in accord with law enacted by the Union; and
- (c) Co-operative matters undertaken in the Region or State in accord with law enacted by the Union.



**3. Agriculture and Livestock Breeding Sector**

- (a) Agriculture;
- (b) Protection against and control of plants and crop pests and diseases;
- (c) Systematic use of chemical fertilizers and systematic production and use of natural fertilizers;
- (d) Agricultural loans and savings;
- (e) Dams, embankments, lakes, drains and irrigation works having the right to be managed by the Region or State;
- (f) Fresh water fisheries; and
- (g) Livestock breeding and systematic herding in accord with the law enacted by the Union.

**4. Energy, Electricity, Mining and Forestry Sector**

- (a) Medium and small scale electric power production and distribution that have the right to be managed by the Region or State not having any link with national power grid, except large scale electric power production and distribution having the right to be managed by the Union;
- (b) Salt and salt products;
- (c) Cutting and polishing of gemstones within the Region or State;
- (d) Village firewood plantation; and
- (e) Recreation centers, zoological garden and botanical garden.

**5. Industrial Sector**

- (a) Industries other than those prescribed to be undertaken by the Union level; and
- (b) Cottage industries.

**6. Transport, Communication and Construction Sector**

- (a) Ports, jetties and pontoons having the right to be managed by the Region or State;
- (b) Roads and bridges having the right to be managed by the Region or State; and
- (c) Systematic running of private vehicles within the Region or State.

**7. Social Sector**

- (a) Matters on traditional medicine not contrary to traditional medicine policies prescribed by the Union;
- (b) Social welfare works within the Region or State;
- (c) Preventive and precautionary measures against fire and natural disasters;
- (d) Stevedoring;
- (e) Having the right of management by the Region or State, the following:
  - (i) preservation of cultural heritage;
  - (ii) museums and libraries.
- (f) Theatres, cinemas and video houses; and
- (g) Exhibitions such as photographs, paintings and sculptures.

**8. Management Sector**

- (a) Development matters;
- (b) Town and housing development; and
- (c) Honorary certificates and awards.